

地下水利用による協力金の納付に関する協定書

秦野市（以下「甲」という。）と地下水利用協力者（以下「乙」という。）とは、秦野市地下水の保全及び利用の適正化に関する要綱（昭和50年秦野市告示第70号。以下「要綱」という。）に基づく協力金（以下「協力金」という。）の納付について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 乙は、要綱の趣旨を理解し、甲に対して協力金を納付するものとする。

（金額）

第2条 協力金の額は、要綱第3条第2項に規定するところにより、乙の地下水使用水量に1立方メートル当たり20円（以下「単価」という。）を乗じて得た額とする。

2 単価は、甲又は乙の申し出により、甲乙協議の上、改定することができるものとする。

（計量）

第3条 甲は、乙の地下水使用量について、甲が設置する機器（以下「量水器」という。）により4半期ごとに計量するものとする。

2 量水器は、乙が管理するものとし、乙が責に帰すべき理由により亡失し、又はき損した時は、特に甲が認めるときを除き、乙の負担により新たに設置し、又は修繕等を行うものとする。

3 量水器の故障その他により甲が乙の地下水使用量が計量できなかったときは、乙の地下水使用量の過去の実績を考慮して、甲乙協議の上、決定するものとする。

（納付）

第4条 乙は、前条に定める計量に基づいて甲が発行する納付書により、その都度甲に対して協力金を納付するものとする。

（補則）

第5条 この協定書に定めるもののほか、協力金の納付に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

2 協力金の納付に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所 秦野市桜町一丁目3番2号
氏名 秦野市長

乙 住所
氏名 ⑩